

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市道路占用規則の一部を改正する規則

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第12条第4号中「街灯」の右に「，ぼんぼり（広告を表示しているものを除く。）」を加え，同条第10号を次のように改める。

(10) 電気，電気通信，ガス，水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに各戸引込電線  
第12条第16号を同条第19号とし，同条第15号の次に次の3号を加える。

(16) 自転車，原動機付自転車又は自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め装置その  
他の器具

(17) 電気通信事業法施行規則第14条第2号に規定する第一種公衆電話機

(18) 電線共同溝に敷設する電線その他これに類する線類

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)